

## 四半期開示、監査等の対象に

制度調査部  
吉井 一洋

### ディスクロージャーWGが報告

#### 【要約】

2005年6月28日の金融審議会の金融分科会第一部会で、ディスクロージャー・ワーキング・グループから、「今後の開示制度のあり方について」という報告書が報告された。

WG(ワーキング・グループ)の報告書では四半期開示について、貸借対照表、損益計算書の他にキャッシュ・フロー計算書やセグメント情報等も対象とすること、監査法人等による保証手続(レビュー)の対象とすること、半期報告を四半期報告に統合することなどを提言している。

金融審議会ではWGの報告を受けて検討し、早ければ7月に最終的な報告書を取りまとめる。

2005年6月28日の金融審議会の金融分科会第一部会で、ディスクロージャー・ワーキング・グループから、「今後の開示制度のあり方について」という報告書が報告された。報告書では公開企業に対し、証券取引法上の制度として四半期開示を義務付けていくことを提言している。

現在、わが国の上場企業に対しては、各証券取引所が四半期開示を義務付けている。2003年4月からは売上高等の開示、2004年4月からは「四半期財務・業績の概況」として財政状態及び経営成績(要約連結貸借対照表、要約連結損益計算書を含む)の開示が義務付けられている。ただし、後者の「四半期財務・業績の概況」の開示の義務付けには3年間の猶予期間が設けられており、実際に義務付けられるのは2007年4月からである。

上記の四半期開示は各証券取引所の規則に基づくものであり、証券取引法等の法律によって定められたものではない。開示内容は監査等の対象となっていないし、虚偽記載に関する証券取引法上の罰則や民事責任(損害賠償)の規定も適用されない。

WG(ワーキング・グループ)の報告書では、このような点を踏まえ、四半期開示のあり方として、以下の考え方を示している。貸借対照表、損益計算書のみならず、キャッシュ・フロー計算書やセグメント情報などの開示を求めている点、監査法人等による保証手続(レビュー)の対象としている点、半期報告を四半期報告に統合していく方向性を示している点などが注目される。

#### 四半期開示のあり方

企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められている状況の下、証券取引所で行われている四半期開示を証券取引法上の開示としても位置づけるため、次のような方向で整備を図っていくことが適切である。

- (1) 四半期開示の対象会社は、上場会社を基本とする。
- (2) 開示時期は、四半期終了後、最低限45日以内とした上で、できる限りその短縮化を図る。
- (3) 開示内容は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四

- 半期セグメント情報並びに非財務情報とし、原則連結ベースで記載する。
- ( 4 ) 四半期財務諸表に係る作成基準の一層の整備を図る。
- ( 5 ) 四半期財務諸表の保証手続としてレビューの導入を図ることとし、レビュー手続に係る保証基準の整備を図る。
- ( 6 ) 四半期開示を証券取引法上の制度として位置づけていくに当たって、次の要件が満たされることを前提に、半期報告制度を廃止し、四半期報告制度に統一することを検討する。
- 財務情報が投資判断を行うために必要な詳しさのものとなること。
  - 必要な非財務情報が開示されること。
  - 必要に応じて単体情報についても開示されること(特に、第2四半期)。
  - 開示企業の内部統制が適正に確保されていることを前提に、公認会計士等によるレビュー手続が投資者の信頼を十分に確保した形で実施されること。

(出所)ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要 今後の開示制度のあり方について

四半期財務諸表について、公認会計士又は監査法人に従来と同程度の監査を求めるのは時間的に困難である。そこで、WGの報告書では、積極的に四半期財務諸表の適正性を証明する監査の代わりに、四半期開財務諸表に誤りは認められないといった形での保証手続(レビュー)の導入を図っていくよう求めている。

(4)の四半期財務諸表の作成基準については、WGの報告書ではASBJ(企業会計基準委員会)に策定を要請したいとしている。

WGの報告書では、四半期開示以外に、以下についても提言を行っている。

#### 証券取引法上の開示規制の再編

近年、資産金融型証券(ファンドやABS)を中心に、証券取引法上の有価証券の範囲が拡大してきたこと及び投資サービス法制の下では、開示規制の対象範囲がさらに拡大すると考えられることを踏まえ、次のような方向で開示規制の再編について検討が進められるべきである。

有価証券(投資サービス)をその性質及び流通性に依りて分類し、その分類ごとにふさわしい開示規制のあり方を検討し、体系的な整理を行う。

有価証券(投資サービス)をめぐる取引の様相が将来的にさらに複雑多様化していく可能性を念頭に、開示規制の適用につき、より柔軟に判断をしていけるような枠組みを検討する。

#### 投資情報の的確な提供と公正な開示の確保

証券取引所における適時開示や証券取引法上の公正取引規制の徹底等を図っていくとともに、証券市場における公正・公平な情報提供の確保との課題について、証券市場をめぐる今後の動向等を注視しながら、引き続き多面的に検討を行っていく必要がある。

証券市場の効率性を向上させるためのインフラ整備として、電子開示システム(EDINET)の機能拡充及びXBRL化を図っていく必要がある。

(出所)ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要 今後の開示制度のあり方について

WGの報告書に対しては、半期報告の四半期報告への統合の仕方が不明確といった指摘などもあり、6月28日の金融審議会の第一部会ではまだ、正式には承認されていない。正式な承認は次回(7月7日)の第一部会以降となる。その後、四半期財務諸表の作成基準の策定を、金融庁が正式にASBJに対して要請するものと思われる。